

令和4年8月31日
危機管理総局危機管理課
総務・消防グループ 岩崎
電話 087-832-3240(内 2465)

令和4年度 香川県消防操法大会

消防団員は、各種災害から地域住民の生命と財産を守り、生活の安全を確保するという重大な責務を担い、日夜献身的な活動を行っています。

その消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図り、さらに消防活動の充実発展に役立てるため、消防操法大会を実施します。

1 日 時 令和4年9月11日(日) 午前9時～11時50分
[雨天等の場合は、9月18日(日)に順延]

2 場 所 香川県消防学校(高松市生島町689-11)

3 主 催 香川県、公益財団法人香川県消防協会

4 大会次第

- (1) 開 会 式
- (2) 消防操法競技(ポンプ車の部、小型ポンプの部)
- (3) 表 彰 式
- (4) 閉 会 式

5 出場者 7市2町(高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、
東かがわ市、三豊市、三木町、多度津町)の消防団
ポンプ車の部 4隊 20名(1隊5名)
小型ポンプの部 5隊 20名(1隊4名)

6 お知らせ

- ① 車でお越しの場合は、消防学校の所定の駐車場に駐車してください。
※別添の香川県消防学校全体配置図の報道駐車場を参照
- ② 競技結果は、午後4時を目途に県政記者クラブ加盟社にFAXでお知らせします。
- ③ 雨天順延の場合は、午前7時までに、その旨を各社にFAXでお知らせします。
- ④ 新型コロナウイルス感染防止対策(マスク着用、手指消毒)の御協力をお願いします。また、取材に際しては、操法の妨げとならないように、操法コースから10m程度の距離を保つようお願いいたします。
- ⑤ 今大会は新型コロナウイルス感染防止対策として、主催者・出場関係者のみで行います(一般来場者の受け付けは行いません)。

消防ポンプ操法の概要について

1 意義及び目的

消防操法は、施設、設備及び人員を活用して災害等を防御、軽減するため、消防吏員、消防団員が消火技術の向上並びに初期消火のため必要な技術を身に付け、いかなる状況下においても、迅速、確実、かつ安全に行動できるように、主要な消防用機械器具のうち、特に反復訓練の必要なものを選定してその操作及び取扱いの基本を定めたものです。さらに、操法を通じ消防人としての心構えを培い、消防活動に必要な「心・技・体」の基本を養うものです。

操法の種類としては、消防用器具操法、消防ポンプ操法、はしご自動車操法がありますが、その中でも消防ポンプ操法は、全国の消防団で最も広く実施されている消防操法です。香川県消防操法大会では、持ち運びが可能な小型動力ポンプを使用したものと、消防ポンプ自動車を使用したものとの2種類の競技を実施しています。

2 要領

操法の要領は「消防操法の基準」（昭和47年5月11日消防庁告示第2号）並びに「消防訓練礼式の基準」（昭和40年7月31日消防庁告示第1号）によることとされており、香川県においても、前記2つの基準を踏まえ、「香川県消防操法大会実施要領」を定めています。

3 競技の概要及び審査

審査は、各隊員の操作要領・行動・動作全般並びに放水までの所要時間について審査を行います。審査の要点は「規律、節度」「敏しょう性」「士気」「安全性」「操法要領遵守度」などであり、各審査員の採点の合計点及びタイム得点で順位を争います。

(1) ポンプ車の部

- ・ 出場隊員
5名（指揮者 1番員 2番員 3番員 4番員）
- ・ 競技形態

ポンプ車右側放水口から20mホースを3本つなぎ合わせ、ホース1線による放水体勢（第1線延長）をとったのち、車両左側放水口から更にホースを3本つなぎ合わせ放水体勢（第2線延長）をとります。

(2) 小型ポンプの部

- ・ 出場隊員
4名（指揮者 1番員 2番員 3番員）
- ・ 競技形態

小型動力ポンプから20mホースを3本つなぎ合わせ、ホース1線延長による放水体勢をとります。

香川県消防学校全体配置図

